

第 8 0 回平塚市個人情報保護審査会議事録

日時 令和 6 年 3 月 2 5 日 (月) 1 3 : 5 5 ~ 1 5 : 3 0	場所 平塚市役所本館 7 階 7 2 0 会議室 (1)
--	-----------------------------------

出席者 1 0 人 委員 諸坂委員、佐藤委員、兒玉委員、長谷川委員、和田委員 事務局 木村課長、荒課長代理、酒井主査、中島主事 実施機関 健康課：大野主査
--

議題

(1) 保有個人情報に係る事故報告について【公開】

特定個人情報保護評価書番号 3 「予防接種に関する事務」の評価再実施について、実施機関から報告した。

- ・ (委員) コンビニ交付ができるようになったことでハード面の対応はあったのか。
(実施機関) 住民票の写しの交付と同じような扱いであり、ハード面の対応は不要である。マイナンバーカードがないと申請できないことやマイナンバーカードを所持している場合、スマートフォンの電子アプリで発行できるため、コンビニ交付は月に数件程度しか実績がなかった。
- ・ (委員) コンビニ交付の廃止に伴って、機器を破棄する等の処理があったのか。
(実施機関) 機器の廃棄等の対応は生じていない。
- ・ (委員) コンビニの端末に履歴が蓄積されるのか。蓄積されている場合、データの取り出し作業が必要になるのではないか。
(実施機関) 国の指示のとおり対応しており、履歴は蓄積されない仕組みのため、作業は不要となっている。
- ・ (委員) 住民票の交付も同様に履歴は蓄積されないのか。
(事務局) 住民票及び戸籍の交付も同様で、コンビニの端末は発行する機能のみであり、履歴は蓄積されない仕組みになっている。マイナンバーカードを普及させたいという国の考えのもと、既に確立されているコンビニ交付システムの仕組みを活用した事例である。
- ・ (委員) 国の指示のとおり実施している事務であり、平塚市独自の制度等を設けることはないという認識でよいか。
(実施機関) そのとおりである。
- ・ (委員) 今までの交付実績から考えて、廃止することによって想定される大きなトラブルはないと考えてよいか。
(実施機関) 紙媒体は健康課窓口で引き続き交付するため、大きなトラブルはないと考えている。
- ・ (委員) 廃止することはチラシ等で周知するのか。
(実施機関) 接種時の御案内に追加で記載する予定である。
- ・ (委員) 平塚市は広報紙があるのか。広報紙で周知すればよいのではないか。
(実施機関) 広報ひらつか及び市ウェブページで周知する予定である。

(2) 保有個人情報取扱事務の業務委託報告について【公開】

前回報告分(資料2)の新規登録17件、登録変更27件、廃止17件のうち、抽出分(資料3)として新規登録5件、登録変更5件、廃止3件について、事務局から補足説明した。また、今回の追加分(資料4)として新規登録6件、登録変更1件、廃止2件の概要を報告した。

なお、各実施機関への確認事項について、回答を取りまとめて後日、メールで報告することとする。

- ・ (委員) 廃止の報告について、適切に報告書が提出されているか確認は行っているのか。また、報告漏れがないように対策しているのか。
(事務局) 年に2回庁内各課に点検をするよう通知している。また、相談があったときに個別で確認している。そのほか、5年に1回個人情報保護監査を受ける体制を取っており、監査項目として保有個人情報取扱事務の委託報告書の確認を行っている。
- ・ (委員) 保有個人情報取扱事務の業務報告の総数は何件か。
(事務局) 正確な数は回答できない。契約担当課からの情報提供をもとに総数を把握できないか検討している。
- ・ (委員) それぞれの課で該当が何件あるか把握しているのか。
(事務局) それぞれの課では把握している。
- ・ (委員) 契約担当課はどのような業務を行っているのか。契約担当課が件数を把握していないのか。
(事務局) 例えば、プロポーザルの仕組みづくりや入札関連の契約全体に係る業務を担当している。神奈川県入札システムを導入しており、入札に関する委託業務は把握している。
- ・ (委員) 神奈川県入札システムを活用すれば把握できるのではないか。
(事務局) 年度明けに全課に依頼して委託業務を取りまとめる予定と聞いている。個人情報を取り扱わない委託業務もあるため、抽出方法を検討している。
- ・ (委員) 事業名を記載しない様式になっているため、リスト化が困難ではないか。
(事務局) 必ず委託料が発生しているため、会計課からの情報提供をもとに把握できるのではないかと考えているが、報告対象の案件は、個人情報を取り扱う委託であり、電子計算機を用いている場合のみであり、「委託」というキーワードで該当する事務を全て抽出できるとは限らないため、苦慮している。
- ・ (委員) 総数を把握する努力をした方がよい。過年度からのデータがあれば、人事担当課に対して事務量の増加による人員不足を主張する根拠になると考える。
- ・ (委員) 手続き手順や点検方法を確立し、丁寧に説明することができれば、例え報告漏れがあったとしても事務局が責任を負う必要がないと考えるため、手続き手順及び点検方法を整理しておくとうい。
- ・ (委員) 過去に漏えい事故報告のために出席した職員が個人情報とは何か理解していないことがあったため、個人情報の制度について理解を深める研修等を行うことも必要であると考え。
(事務局) 現在は、新採用職員向けに個人情報に関する研修を実施することや全職員向けの研修、個人情報に関する啓発紙を月1回発行しており、引き続き工夫しながら啓発していく。

- ・（委員）介護保険課に特別監査を行った理由は何か。
（事務局）介護保険課において同様の原因で保有個人情報の漏えい事故（誤送付）が多数発生したことから、原因究明及び再発防止を目的として特別監査を行った。
- ・（委員）特別監査を行った結果、再発防止策は確定したのか。
（事務局）類似した医療機関名の一覧を視覚化すること、書類をフォルダで整理すること及びダブルチェックする時に読み合わせを行うことを励行している。
- ・（委員）新規、変更及び廃止の報告基準について、整理してほしい。

資料2について

- ・（委員）新規8及び変更10について、それぞれ「個人情報を利用して得られるもの」の件数が平塚市の人口に対して少ないと感じるがその理由は何か。
- ・（委員）新規8及び変更10について、「委託先等の名称」及び「個人情報の項目」が異なるが、委託を2件に分けている理由はあるのか。
（事務局）実施機関に確認する。
- ・（委員）変更10について、変更箇所が「契約等の期間」のみであるが、新規の報告ではないのか。
（事務局）契約期間が途切れる業務について、新規及び廃止の報告を受けるとし、契約期間を延長している業務については変更として報告を受けている。

資料3について

- ・（委員）変更25について、「成果物等の納品方法」の納品回数が随時となっており、回数が不明であるが、納品の度に個人情報がさらされる危険があるため、できる限り回数を特定して記載した方がよいのではないか。
- ・（委員）新規17について、委託先等の名称が「湘南ひらつかパークゴルフ場運営グループ」と記載されているが、責任の所在を明らかにするために事業者名を全て記載した方がよい。また、今後同様の記載があれば全ての事業者名を記載するように指示してほしい。

資料4について

- ・（委員）新規6について、セキュリティUSBを使用しており、紛失のリスクがあると思うが、どのように運用しているのか。
（事務局）セキュリティUSBは目立つように赤い紐で首から下げられるものになっており、使用前及び使用後に貸与簿に記載し課長の承認を得ている。また、新規6の事務については、執務室の入退室の管理を徹底している。
- ・（委員）新規4について、契約期間が重複することはあるのか。2本の契約をしているのだろうと思うが、委託報告書の整理の仕方としてまとめた報告でよいのか整理してほしい。
- ・（委員）新規1及び新規2について、「廃棄確認時期」の記載方法が異なるが、ルールはないのか。
（事務局）委託先等によって異なるため、ルールは定めていない。
- ・（委員）新規1について、「印字ミス等、不要となった紙文書の廃棄時期」が契約期間満了時となっているが、不要になった時点ではなく、契約期間満了時に廃棄するのか。

(事務局) 実施機関に確認する。

- ・ (委員) 新規 1 について、新規での報告ではあるが毎年度行っている事務であるため、手順は確立されているはずである。

(3) その他【公開】

- ・ 今後の審査会の開催方法及び開催頻度について、議題によってオンライン開催や書面開催にすることや開催回数を増やすことを検討することとした。
- ・ 次回の審査会の開催日について、後日調整することとした。

以 上

< 配付資料 >

- ・ 個人情報保護法ハンドブック
- ・ 特定個人情報保護評価再実施報告 (資料 1)
- ・ 保有個人情報取扱事務の業務委託報告書 (資料 2) (資料 3) (資料 4)